

2010 年度 中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	法務	身分	教授
氏名	丸山 秀平		
NAME	Shuhei MARUYAMA		

1. 研究課題

(和文) 有限責任事業会社 (Unternehmergeellschaft) に関する研究

(英文) Research on the System of the Unternehmergeellschaft (Entrepreneurial Company) in the German Limited Liability Company Act (GmbHG).

2. 研究期間

2 年間

3. 研究の概要 (背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度)

(和文)

研究期間初年度 (2010 年度) に係る研究計画の実施状況については、既に提出済の「研究状況報告書」(2011 年 2 月 22 日) の通り、(1)有限会社という法形式を独自のものとして維持しつつ、その利用度を高めるための方策として有限責任事業会社の制度を創設するに至ったドイツ法と、有限会社と言う法形式の独自性を否定し、株式会社の制度に編入した日本法との比較を内容とした論稿、(2)ドイツの有限責任事業会社の設立に関わる法規制が従来の通常の有限会社の設立に関わる法規制および関連する法理にどのような影響を与えているかについて考察した論稿を執筆し、後記 4 に掲げたように公刊に至っている。研究期間第 2 年度 (2011 年度) では、(3)前記(2)の考察をさらに展開する形で、ドイツの有限責任事業会社の法規制の基礎となっている従来の通常の有限会社に関わる法規制との整合性に関わる法状況についてより具体的に検討を進め、その成果を公表することに努めた。その結果、右(3)に関わる問題として、有限責任事業会社の設立に際して適用されるドイツ有限会社法 5 a 条 2 項 2 文による現物出資禁止規制に焦点を当て、右規制の適用限界を明らかにするものとしてドイツ連邦最高裁民事第二部から 2011 年 4 月に相次いで出された 2 つの決定を紹介することを主な内容とする論稿を執筆した。右論稿は、後記 4 に (刊行予定) として記されている。

以上の通り、上記(1)~(3)に相応する論稿を執筆したことを以て、本研究の成果として掲げたいと思う。

(英文)

During my reseach period I mainly focused on legal issues arising from the new regulation of the System of the Unternehmergeellschaft (Entrepreneurial Company) in the German Limited Liability Company Act (GmbHG). As a result of my research I wrote three following papiers : the first one was published in the collection of papiers for commemorating the 60<sup>th</sup> anniversary of The Institute of Comparative Law in Japan (2011); the second one was published in the Ryukoku Law Review Vol.43, No.4 (2011); and the last one is getting published in the Chuo Law Journal, Vol.9, No.1 (2012).

4. おもな発表論文等 (予定を含む)

【学術論文】(著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月)

- (1) 丸山秀平「ドイツにおける有限責任事業会社制度の創設とその評価」日本比較法研究所 60 周年記念論文集、査読なし、795～817 頁、2011 年 3 月刊
- (2) 丸山秀平「有限責任事業会社の設立」龍谷法学 43 巻 3 号、査読なし、339～359 頁、2011 年 3 月刊
- (3) 丸山秀平「ドイツ有限会社法 5 a 条 2 項 2 文による現物出資禁止規制の適用限界」中央ロージャーナル 9 巻 1 号、査読なし、2012 年 6 月刊行予定。

【学会発表】(発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月)

【図 書】(著者名、出版社名、書名、刊行年)

【その他】(知的財産権、ニュースリリース等)